

第13節 廃棄物等

1. 調査内容

調査内容は、表 9-13-1 に示すとおりとした。

表 9-13-1 廃棄物等に係る調査内容

	調査内容	調査方法
廃棄物等の状況	造成工事に伴う伐採樹木等の状況 事業活動の実施に伴う廃棄物の状況 廃棄物の処理の状況	現地調査 既存資料調査
影響要因の把握	伐採面積、ごみ発生量等	事業計画

2. 調査手法

(1) 調査地域

調査範囲は、事業予定地全域を対象とした。

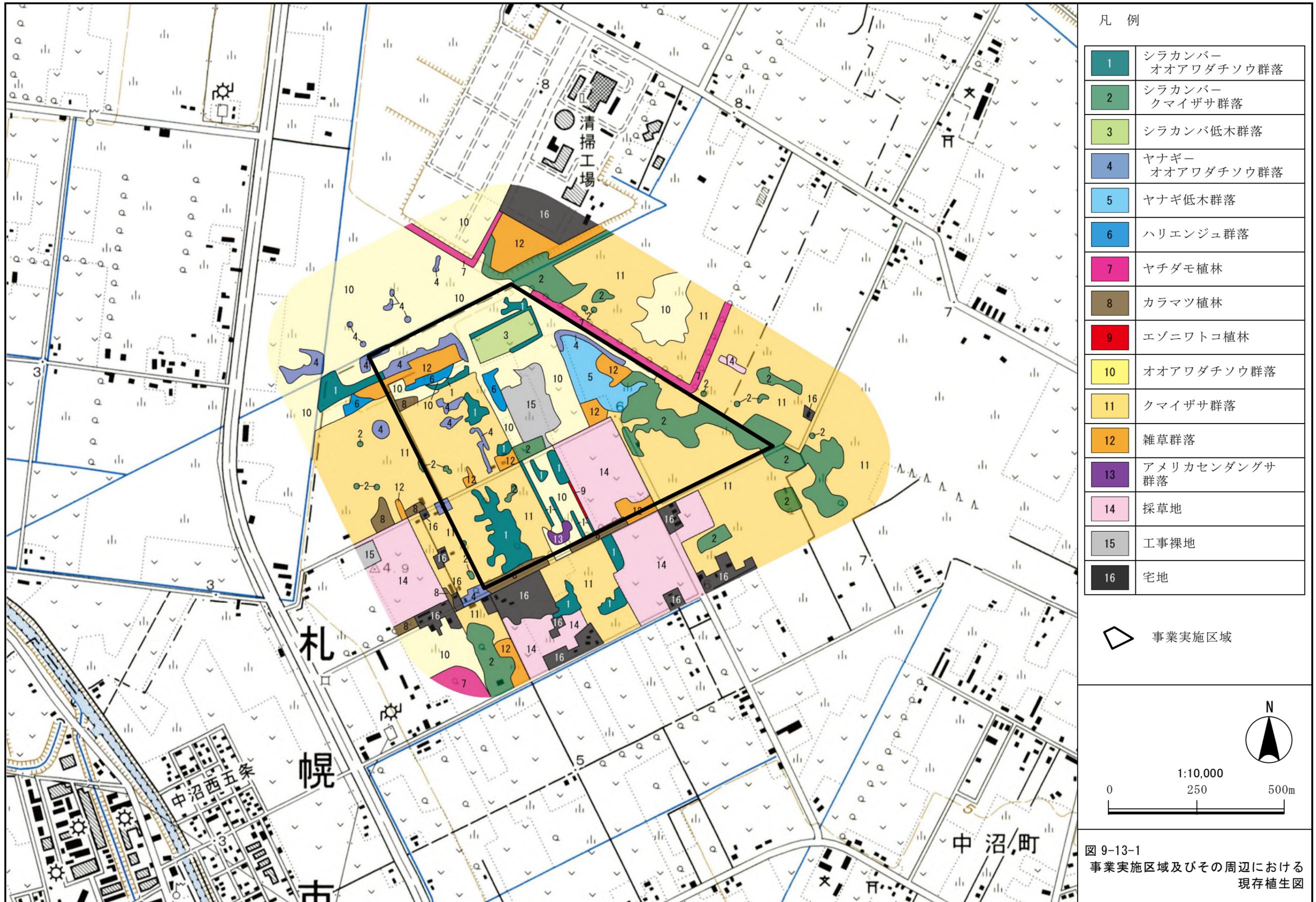
(2) 調査方法

現地調査方法は、植生調査結果から区分した森林植生の群落ごとに、サンプリング調査を行い、代表的な樹高、胸高直径、密度の状況を把握した。

3. 調査結果

(1) 植生調査

事業予定地の植生図は、図 9-13-1 に示すとおり、草本類の他にシラカンバやヤナギ類が生育しており、開発時に伐採することになる。



(2) 廃棄物の状況

1) 造成工事に伴う伐採樹木の状況

事業実施区域内には、主にシラカンバ林、ヤナギ低木林、ヤナギ林、ハリエンジュ林及びエゾニワトコ林が存在しており、事業計画ではこれらの樹木を伐採する予定である。

事業実施区域に生育する樹木の概況は、現地調査結果から表 9-13-2 に示すとおりで、伐採面積は表 9-13-3 に示す概況である。

表 9-13-2 伐採対象樹木の概況

群落区分	樹高(m)	胸高直径(cm)	密度(本/m ²)
シラカンバ低木林	4.5	2~3	0.33
シラカンバ林	15	17~22	0.10
ヤナギ低木林	6	3~12	0.56
ヤナギ林	12	11~25	0.35
ハリエンジュ林	7	3~21	0.37
シラカンバ林	15	19~34	0.12
エゾニワトコ	3.5	1~3	0.56

表 9-13-3 伐採面積

群落区分	伐採面積(m ²)
シラカンバ低木林	7,280
シラカンバ林	35,400
ヤナギ低木林	22,300
ヤナギ林	15,500
ハリエンジュ林	6,830
カラマツ林	2,280
エゾニワトコ	900
合計	90,490

※植生図より事業実施区域を求積

2) 造成工事に伴う廃棄物

造成工事に伴う廃棄物（廃金属、廃プラスチック等）が発生する。

3) 廃棄物の処理の状況

札幌市において事業系一般廃棄物の処理は、燃やせるごみは清掃工場において焼却処理、燃やせないごみは最終処分場において埋立処理を行う。

また、びん、缶、ペットボトル、プラスチック類については、資源選別センター、プラスチック選別センターで選別後、再利用又は再商品化に資している。

札幌市内では、発寒清掃工場、白石清掃工場及び篠路破碎工場がある。

4) 影響要因の把握

造成工事に伴う伐採面積は、予測の前提条件の項に示した。

4. 予測手法

(1) 予測方法

造成工事に伴う伐採樹木等の発生状況を現地調査結果及び事業計画等から予測した。

(2) 予測地域

予測地域は、事業実施区域全域とした。

(3) 予測時期

予測時期は、工事の施工時期とし、平成30年を対象とした。なお、最終処分場供用後は、廃棄物は発生しない。

(4) 予測の前提条件

i) 伐採面積

群落ごとの伐採面積は、表9-13-3(前掲)に示すとおりである。

ii) 造成工事に伴うごみの現況発生量

造成工事に伴う廃棄物が少量発生するが、産業廃棄物として適正処理することから、予測条件には加えない。

5. 予測結果

(1) 造成工事に伴う伐採木

造成工事に伴い発生する伐採樹木の本数は、表 9-13-4 に示すとおり、総数約 27,000 本と予測される。

伐採した樹木は、場外に搬出し有用材として再資源化を図り、付随して発生する抜根についても、チップ化してボイラー燃料及び堆肥化材等のリサイクルを図る計画である。

造成工事に伴う伐採木に関しては、上記の処理を適切に行い、発生する廃棄物としての環境影響は軽微であると予測される。

表 9-13-4 伐採樹木の発生状況

群落区分	伐採面積 (m ²)	樹 高 (m)	胸高直径 (cm)	密度 (本/m ²)	伐採本数 (本)
シラカンバ低木林	7,280	4.5	2~3	0.33	2,402
シラカンバ林	35,400	15	17~22	0.10	3,540
ヤナギ低木林	22,300	6	3~12	0.56	12,490
ヤナギ林	15,500	12	11~25	0.35	5,425
ハリエンジュ林	6,830	7	3~21	0.37	2,527
カラマツ林	2,280	15	19~34	0.12	274
エゾニワトコ	900	3.5	1~3	0.56	504
合 計	90,490	—	—	—	27,160

(2) 造成工事で使用した土砂

軟弱地盤のプレロードに使用した土砂は、従来外部からの購入等によって搬入された土砂であるが、沈下分を平坦な地形に造成する他、処分場建設時に土堰堤として利用する計画である。

また、残土については、建設発生土として場外に搬出し、再利用を行う計画である。

6. 環境保全措置の検討

本事業実施に伴う廃棄物の発生が、環境に及ぼす影響の程度は軽微であると判断され、公共事業として特に環境保全措置を講じることは予定していない。

7. 事後調査

発生する伐採木等の廃棄物の処理方法は、事業者が十分実施可能であり、適切な処理方法であることから、予測の不確実性は小さいと考えられるため、事後調査は行わないものとする。

8. 評価

造成工事に伴う副産物となりうる建設発生土は、外部から搬入された安全な性状であり、再び搬出後に再利用を図ることにより、廃棄物としての発生を回避している。

また、伐採樹木等は、有用材として資源化を図るとともに、抜根はリサイクル材として再利用を図る計画である。

以上のことから、事業者の実施可能な範囲内で環境への影響が回避又は低減されているものと評価する。